

40. 03

政令で定める期間内における拒絶理由の通知

1. 商標登録出願について、商第16条に規定する「政令で定める期間」（商施令（政令）第3条第1項又は第2項）内に拒絶理由を発見しない限り、その出願について拒絶することができないこととなるところ、審査官が「政令で定める期間」内に商標登録出願について拒絶の理由を発見したか否かは、その事実の客観性を考慮し、当該出願に係る拒絶理由通知書を特許庁が発送した日を基準とするのが適切である。

したがって、その拒絶理由通知書を発送した日が同令第3条第1項又は第2項で定める期間内であれば、その通知書で通知した拒絶の理由が解消していない限り、その理由をもって当該出願を拒絶することができることとする。

2. 国際商標登録出願について拒絶の理由を発見したときは、その拒絶の理由を記載した暫定的拒絶の通報¹に係る文書を作成し、国際事務局へ発送することとする。

この暫定的拒絶の通報に係る文書の国際事務局への発送は、議定書上の手続であり日本国特許庁から直接出願人へ送付されるものではないが、拒絶の理由を記載していること、国際事務局から出願人へ送付されること等から、商第15条の2又は同法第15条の3の規定に基づく拒絶理由の通知としての効果をも包含するものとして取り扱うこととし、別途、出願人への拒絶理由通知書の送付は行わないこととする。

3. 拒絶理由通知書が出願人等の名称又は住所の変更等により出願人等に届かずに返送され、再発送された場合であっても、審査官は当該出願について拒絶の理由を発見し、その拒絶理由を開示した通知書を発送したことは事実であることから、その拒絶理由通知書を最初に発送した日が上記1. でいう「政令で定める期間」内に拒絶理由を発見したときに該当するものとするのが妥当である。

4. 商第16条の規定では、政令で定める期間内に拒絶理由を発見しないときは、登録をすべき旨の査定をしなければならないこととなっており、拒絶理由を通知する期間が限定されていることから、審査の結果、拒絶理由を複数発見したときは、原則として、そのすべての拒絶理由を同時に通知することとする。

ただし、指定商品又は指定役務が不明確等であることから商第6条第1項又は第2項の拒絶理由を通知した場合であって、その拒絶理由通知に対し出願人が実質的に商品又は役務の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書

の提出をしたときにおいて、他の拒絶理由を発見したときは、先の拒絶理由を解消する補正書の提出を指示することなく又は指示すると同時に当該他の拒絶理由を通知することとする。

商第16条で規定する「政令で定める期間」

- ① 国内出願について拒絶理由を通知できる期間は、出願日から1年6月となるが、商第6条第1項又は第2項の拒絶理由を通知した場合であつて、その拒絶理由を解消する手続補正書の提出がされたときは、その手続補正書の提出した日をもって当該出願における拒絶理由を通知できる期間（1年6月）が起算される。（商施令（政令）第3条第1項）
- ② 国際商標登録出願について暫定的拒絶の通報をすることのできる期間は、国際登録に基づき領域指定の通報の行われた日から1年6月に限られている。（商施令（政令）第3条第2項）

なお、国際事務局への暫定的拒絶の通報は、その発送日が国際登録の領域指定に基づく通報の日から1年6月以内とする。

（注）本取扱いは、平成12年3月14日以降の出願に適用される。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第16条（商標登録の査定）」の審査基準](#)

※ 審査官は、国際事務局から「暫定的拒絶の通報」に欠陥がある旨の通報がなされた場合、以下のことに留意する。

国際商標登録出願に係る暫定的拒絶の通報についての欠陥には、

- ① 暫定的拒絶の通報とはみなされないものと、
 - ② 暫定的拒絶の通報を是正することのできるもの（国際事務局から欠陥の是正を求められる）とがある。
- (1) ①に該当する欠陥ある暫定的拒絶の通報である旨の通報がされたときは、すみやかに、再度、暫定的拒絶の通報を行うこととする。
 - (2) ②に該当し国際事務局から欠陥の是正を求める通報があったときは、すみやかに、暫定的拒絶の通報を是正するための手続を行う（欠陥の是正は通報日から2月以内に行う）。